

教育委員会だより

文化・スポーツ各種活動に対する表彰について

教育委員会では「文化」や「スポーツ」活動における、優秀な成績や功績に対して条例や規則に基づき審査を行い、毎年11月3日（文化の日）に表彰式を実施しております。

つきましては、下記基準日内の各種活動に対し推薦（自薦・他薦は問いません）を受付けますので「該当するのでは?」と思う活動や成績など、10月5日（火）までに教育委員会社会教育係へお問い合わせください。

◆文化賞または文化奨励賞、社会体育賞または社会体育奨励賞

地域文化・社会体育の振興発展に著しく功績のあった団体、個人を表彰

◇表彰基準日 「文化の日」

※ただし、基準日以前2年以上猿払村に在住または主たる事務所を有していなければなりません。

◆生涯学習奨励賞

生涯学習を実践し、地域文化及び社会体育活動に顕著な功績（学術・芸術）のあった団体・個人を表彰

〔（例）全道・全国規模の大会及び作品展において入賞した者
全道・全国規模の表彰を受けた者 など〕

◇表彰基準日 大会等の成績 令和2年10月1日から令和3年9月30日の間
その他 令和3年4月1日現在

※ただし、基準日以前1年以上猿払村に在住または主たる事務所を有していなければなりません。

◆スポーツ優秀賞またはスポーツ優良賞

スポーツ優秀賞：全道規模の大会等において優秀な成績（優勝準優勝又は新記録達成）を収めた個人・団体

スポーツ優良賞：優秀賞に準ずる成績（全道規模大会での入賞又は道北・管内大会での優勝若しくは新記録達成）を収めた個人・団体

◇表彰基準日 大会等の成績 令和2年10月1日から令和3年9月30日の間

※ただし、基準日以前1年以上猿払村に在住または主たる事務所を有していなければなりません。

問い合わせ先：教育委員会社会教育係（TEL 2-3011）